

EUデジタル単一市場における 著作権及び著作隣接権指令について —オンラインコンテンツ共有サービス プロバイダーの新たな責任制度

弁護士 坂田 均

1 はじめに

EUデジタル単一市場における著作権及び著作隣接権指令 (Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC、以下、本指令という) は、EUにおけるデジタル単一市場の実現に向けて多様な課題を解決しようとしている。本指令は2019年6月7日に成立し、2021年6月7日までに加盟国は国内法の立法化が義務付けられている。

本指令は次のような課題を掲げている。

①研究機関や文化遺産機関が研究目的で行うテキスト・データ・マイニング(本指令2条2号に定義がおかれている)について、複製・抽出に対する権利制限規定を設けること(本指令3条、その他2編参照)、②教育活動における著作物のデジタル利用についての権利制限規定を設けること(本指令5条、その他2編参照)、③絶版著作物(out of commerce works)の利用に関して、文化遺産機関に複製、頒布、及び公衆送信・送信可能化の非排他的利用許諾権を付与すること(本指令8条、その他3編1章参照)、また、④集中管理団体が利用許諾を受けていない作品や著作権者について、一定の要件の下でいわゆる拡大集中許諾(collective licensing with an extended effect)と呼ばれる権限を付与する制度を導入すること(本指令12条)、⑤報道出版者の報道出版物について複製権又は公衆送信権・送信可能化権を短期間の間(発行日の翌年1月1日から2年間)付与し、YouTubeやWikipediaなどのオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダー(online content-sharing service provider、定義は本指令2条6号、以下、OCSSPという)の報道出版物の利用を制限することについて(本指令15条、その他4編参照)、⑥ユーザーが許諾なくアップロードした作品についてOCSSPの特有の責任制度を設けることについて(本指令17条)などである。

本稿ではオンライン上のコンテンツ利用について従来のサービスプロバイダーの責任を変更し厳格化した⑥のOCSSPの特有の責任制度(a specific liability mechanism)について検討する。

2 OCSSPの特有の責任制度について

(1) 2000年の情報社会サービス指令のホスティング(hosting)制度の下では、ユーザーが他人のコンテンツを無許諾でサービスプロバイダーにアップロードした場合に、著作権等の権利者(以下、単に権利者という)は、当該ユーザーに対しては、複製権又は公衆送信権・送信可能化権の侵害を理由として法的救済を求めることができたのはもちろんのこと、直接の侵害者でないサービスプロバイダーに対しても、「侵害行為又はその情報を認識し又は不注意で認識しなかった場合」には、速やかに、当該侵害行為若しくは情報を除去し又はアクセスできないようにするよう法的責任を負うことを明らかにしていた(Directive 2000/31/EC “Information Society Service” 14条)。

(2) 本指令は、ユーザーが他人のコンテンツを無許諾でアップロードした場合、OCSSPに対して、特有の責任制度(a specific liability mechanism)を設けることが適当であるとしている。

オンライン・コンテンツ・シェアリングサービスは、現在、コンテンツを提供する手段として、多くの人々に文化的及び創造的作品へのアクセスの機会を与え、新たなビジネスチャンスを創出している。これらのコンテンツの多くはユーザーによってアップロードされ、オンラインコンテンツの主要な供給源となっていることから、コンテンツの中には権利者から許諾を得ずにアップロードされているものもあり、それがコンテンツ利用の法的不安定性を招いているとの認識があるからである。

この問題を解決するためには、権利者とOCSSPとの間のライセンス契約の市場を育成していく必要があり、そのためには、両者間の公正で合理的なバランスのあるライセンス契約を実現する必要があると指摘している。権利者は相当な報酬を受領しなければならないし、また、権利者が契約の自由を束縛されてコンテンツを許諾することを強制されてはならないと言及している(本指令前文61参照)。

3 OCSSPの特有の責任制度の内容

(1) OCSSPは、利用するコンテンツに関して権利者

から許諾を得ることができなかつた場合、所定の責任を負わなければならないとしている。本指令は、これまでのサービスプロバイダーの責任を厳格化した特有の責任制度を設けた(本指令17条)。

(2) まず、本指令17条4項は、(a)、(b)及び(c)の三つの要件を掲げている。

(a) 一つ目の要件は、権利者から利用許諾を得るため「最善の努力」(best effort)を尽くしたかである。

(b) 二つ目の要件が、「高度の業界水準の専門的勤勉性」(high industry standards of professional diligence)をもって、「特定の作品がアクセスできないように最善の努力をしたか」(best efforts to ensure the unavailability of specific works)であり、且つ、「権利者から関連する必要な情報を提供」(for which the rightholders have provided the service providers with the relevant and necessary information)している場合である。

(c) 三つ目の要件は、「十分に具体的な通知を受領し」(receiving a sufficiently substantiated notice)、速やかに、①「アクセスできないようにし又は除去し」(disable or removing)、及び、②「最善の努力で将来のアップロードを阻止する」(best efforts to prevent future uploads)ことである。

(3) 次は、このように複雑に定められた要件について、行為主体であるOCSSPの規模に対応して2つの責任軽減を図っている。

ア 本指令17条6項の前段は、①共同体においてサービスを開始して3年未満で、且つ、②年間売上が€1000万未満の場合、上記(2)の要件のうち(a)及び(c)①の要件のみが要求される(便宜上これを「新型小規模OCSSP」と名付ける)。

イ 次に、サービスプロバイダーへの前年度月間平均ユニーク訪問者数が500万人を超える場合は、上記(2)の要件のうち(a)並びに(c)①及び同②が求められる(便宜上これを「新型中規模OCSSP」と名付ける)。

ウ 最後に、いずれの類型にも属さない規模のOCSSPの場合は、原則どおり上記(2)の要件(a)(b)及び(c)のすべてを充足する必要がある(便宜上これを「原則型」と名付ける)。

4 フィルタリングの問題

(1) 上記3(2)(c)の要件では、権利者から権利侵害の通知を受領した場合、速やかに、侵害作品にアクセスできないようにするか、侵害作品を除去すること

が求められている。

これに対して、同(b)の要件の場合は、「十分に具体的な通知」を受領していないとしても、「権利者から関連する必要な情報が提供(されている)」だけで、「特定の作品にアクセスできないようにし又は除去するための措置を講ずること」が義務付けられていることから、OCSSPとしては、より積極的な対策をとらなければならないことになった。

(2) フィルタリングの仕組み

上記3(2)(b)の要件では、特定の作品にアクセスできないようにし又は除去するために「高度の業界水準の専門的勤勉性」が求められているが、「高度の業界水準」とはどのようなレベルをいうのだろうか。

YouTubeのコンテンツIDシステムが一つの目安となる。

YouTubeが権利者に提供しているコンテンツIDシステムは、「コンテンツ検証プログラム(現在は、YouTube Studio コンテンツマネージャ ベータ版)」と呼ばれているツールで、権利侵害の疑いのある動画について権利者に必要な情報を提供している。

権利者は、自己の作品をファイルとして登録しておく、疑わしい動画がアップロードされた場合に、当該録画とファイルのデータベースが照合される。仮に、当該動画コンテンツと自己の作品が一致した場合は、YouTubeから情報の提供を受け、権利者は幾つかの対処方法を選択することができる(コンテンツID申立)。権利者が選択できる救済方法としては、①動画全体のブロック、②動画に広告を掲載し収益を得ること、③引き続き追跡がある。

YouTubeのコンテンツIDシステムと同レベルのシステムが、仮に「高度の業界水準の専門的勤勉性」の要件を満たすということであれば、この「高度の業界水準の専門的勤勉性」は、具体的には、①コンテンツ登録制度、②照合制度、③常時パトロール、④権利者への情報提供、⑤権利者の選択した救済制度を実現する申立制度の完備を求めることになろう。

(3) しかし、「高度の業界水準の専門的勤勉性」を求めるあまり、行き過ぎたフィルタリングを義務付けてしまうと、その水準を満たすことは容易でないし、かなりの経済的投資も必要になろう。無許諾のアップロードを回避するために過度の選別が行われ、ひいては表現の自由を抑制することになりかねないことに注意しなければならない。権利者の保護

と表現の自由との均衡を図ることが大事である。本指令が非侵害コンテンツへのアクセス可能性が制限されてはならないと指摘したのにはこういう背景があった(本指令前文66参照)。

5 従来の間接侵害主体論が修正を余儀なくされていること

情報社会サービス指令においては、間接侵害主体であるサービスプロバイダーの法的責任は、今回の改正で厳格化されることになった。侵害行為に関するサービスプロバイダーの認識や認識可能性の存否にかかわらず、常時侵害行為に対するフィルタリングが求められている。OCSSPにとってはかなり重い負担になる。従来の間接侵害主体の過失責任では説明がつかない厳しさである。今後、OCSSPがこのような厳格な法的責任を負わされる理論的根拠を解明していく必要があるだろう。